

田原会計 NEWS

2021 年 7 月 27 日 (火)

〒400-0032

山梨県甲府市中央 5-5-19

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

令和 3 年分から ふるさと納税の申告手続き簡素化

ふるさと納税の確定申告が簡単になる？

個人の所得・控除によって決まる控除上限金額までの寄附なら、自己負担が 2,000 円で返礼品が貰えるふるさと納税制度。令和元年度の寄附件数は約 2,334 万件、寄附総額は約 4,875 億円となり、すでに市民権を得た制度となっている印象です。

寄附によって後から税金が減る形になりますが、寄附をただけでは税金が減りません。確定申告をするか、自治体 5 か所以内への寄附かつ他に確定申告をする必要のない方が利用できる、ワンストップ特例の申請をしなければなりません。給与収入のみの方であれば、電子申告を利用すると作成の手間もあまりなく、提出も自宅等で行えるため、確定申告はかなり簡単ですが、令和 3 年分の申告からは「寄附金控除に関する証明書」の発行により、さらに簡素化される見込みです。

先行して生命保険料控除がやっている制度

ふるさと納税を扱っている特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」は、電子データや郵送等で寄附を行った方に提供されます。寄附を行った方は、証明書のデータを市販の確

定申告作成ソフトや国税庁の確定申告作成コーナーで読み込ませることで、今まで 1 つずつ寄附先や寄附金額を入力していた手間が省けます。令和 2 年分の申告や年末調整で導入された、生命保険料の控除証明書等の電子的交付と同じ仕組みです。

また、e-Tax ではなく、紙の申告書を提出する場合でも、今までは寄附金受領書をすべて提出していたものが、証明書データを国税庁が提供する QR コード付証明書等作成システムで読み込むことによって生成される書類を添付する方法を取ることができますので、こちらも簡素化が可能です。

特定事業者認定に注意

「寄附金控除に関する証明書」を発行することのできる特定事業者は、地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している事業者となり、ふるさと納税でよく聞くポータルサイトを運営している団体となりますが、規模の小さい団体は、まだ特定事業者として確認できないものもあります。簡素化制度を使いたい場合は、お使いのサイトが特定事業者に認定されているか確認しましょう。



ワンストップ特例も
自動化してくれない
かなあ。